

岩倉市災害廃棄物処理計画



岩

倉

市

目 次

ページ

第1編 総論

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的	1
第2節 本計画の位置付け	2
第3節 対象とする災害と災害廃棄物	3
第4節 本計画の見直し	7

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

第1節 災害廃棄物処理に係る基本方針	8
第2節 発災後の時期区分と特徴	9
第3節 各主体の役割と市の業務概要	10
第4節 組織体制	12
第5節 情報収集及び連絡体制	14
第6節 関係機関、民間事業者等との連携	15
第7節 市民等への広報と情報発信	19

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

第1節 ごみ・し尿の処理	20
第2節 一般廃棄物処理施設対策	27

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

第1節 災害によって発生する廃棄物処理の流れ	30
第2節 災害によって発生する廃棄物発生量の推計	31
第3節 損壊家屋等の解体・撤去・運搬	35
第4節 水害廃棄物の処理	38
第5節 仮置場	39
第6節 中間処理・再資源化・最終処分	43
第7節 特別な対応・配慮が必要な廃棄物等	48
第8節 環境対策（モニタリング）	53

第1編 総論

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的

本国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、各種自然災害が発生しやすい国土である。南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震（以下「南海トラフ地震」という。）が起きる確率は70～80％程度と予測されており、本市域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、近年気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫等の災害リスクも高まっている。

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年3月には、環境省において、地方自治体の災害廃棄物対策を促進するための「災害廃棄物対策指針」が策定され、愛知県では平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」が策定されている。また、平成30年3月には、熊本地震等の近年の災害の知見をもとに「災害廃棄物対策指針」が改定されている。

このような背景を踏まえ、本市においても災害によって発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれきなど）の処理を適正かつ円滑に実施するために、「岩倉市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定するものである。

なお、岩倉市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）では、本計画で被害想定する海溝型地震である南海トラフ地震のほかに内陸直下型地震である想定濃尾地震を想定地震としているが、こちらの発災時についても、本計画に定める災害廃棄物処理対策を基本に対応するものとする。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するものであり、「岩倉市一般廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）」、「地域防災計画」及び「愛知県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うために、必要な事項を示したものである。本計画の位置付けは、図 1-1-1 のとおりである。

なお、本市で災害が発生した場合、災害廃棄物の処理は本計画の内容を踏まえて実施するが、実際の被害状況等を把握し、廃棄物処理を的確に進めるため、「岩倉市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定する。

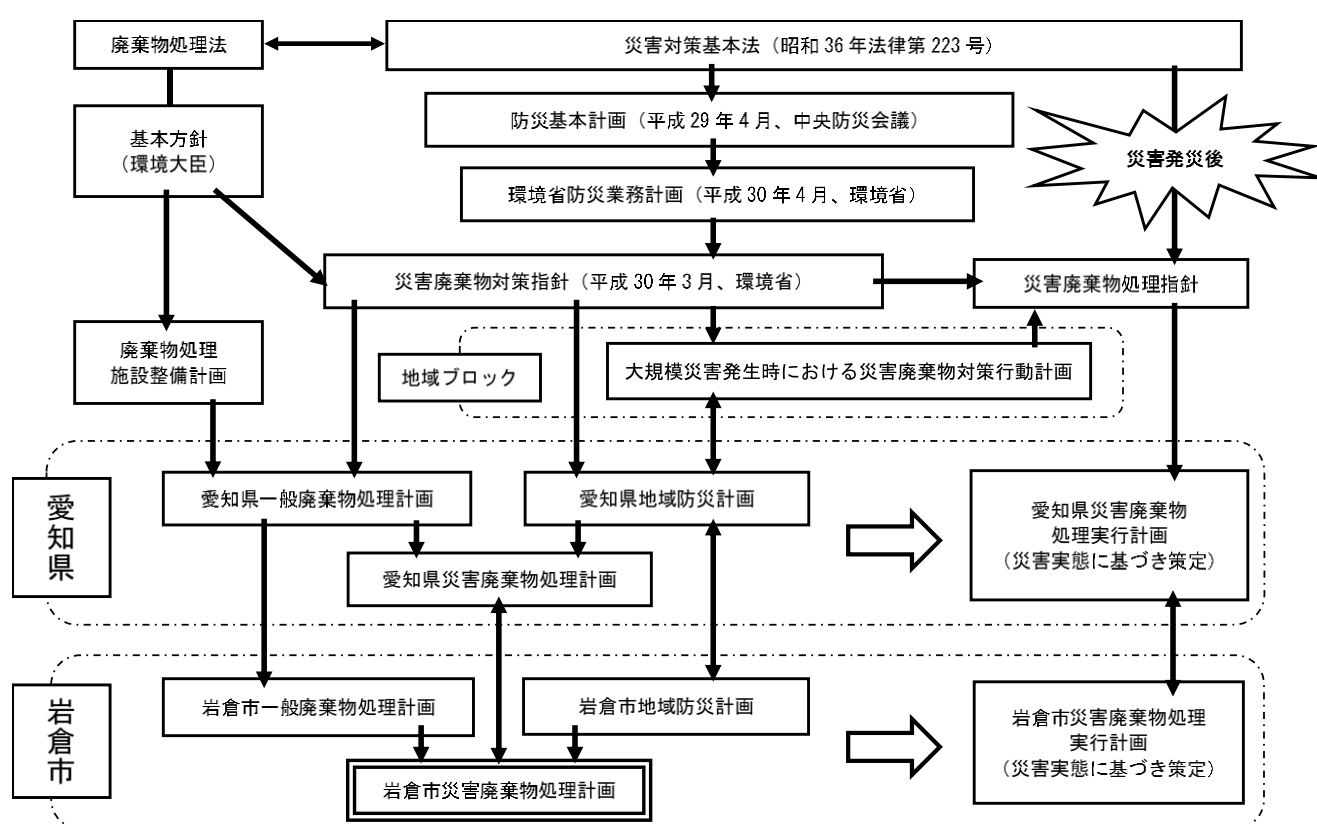


図 1-1-1 岩倉市災害廃棄物処理計画の位置付け

第3節 対象とする災害と災害廃棄物

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とする。(表 1-1-1)

表 1-1-1 対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化等も対象とする。
風水害、その他 自然災害	台風、集中豪雨等による多量の降雨により生ずる洪水、内水氾濫等の被害を対象とする。

(2) 本計画における被害想定

本計画における被害想定は、「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、愛知県が平成23年度から平成25年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」による海溝型地震の南海トラフ地震（過去地震最大モデル）により想定される被害とする。(表 1-1-2) (表 1-1-3) (図 1-1-2)

表 1-1-2 想定する地震

地震		説明
海溝型地震	南海トラフ地震 (過去地震最大モデル)	南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に発生した宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせた地震
	【参考】 南海トラフ地震 (理論上最大想定モデル 陸側ケース)	南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震
内陸直下型地震	【参考】 想定濃尾地震	1891年(明治24年)に発生した濃尾地震の再来を想定したマグニチュード8クラスの地震

表 1-1-3 本計画における被害想定

【南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の被害想定】

構造	全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	津波（棟）	平均床面（㎡）
木造	24	291	2	0	98.9
非木造	15	68	1	0	328.1
計	39	359	3	0	427.0

出典）愛知県地震被害想定結果に基づく被害量（市町村）

【南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の災害廃棄物発生量（選別前）】 単位：トン

		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物	計
木造	可燃物	1,577.14	—	—	—	1,577.14
	不燃物	—	1,791.58	126.51	2,162.96	4,081.05
非木造	可燃物	938.37	—	—	—	938.37
	不燃物	—	72,213.13	372.44	15.20	7,600.76
木造 (焼失)	可燃物	0.15	—	—	—	0.15
	不燃物	—	41.52	3.08	43.49	88.08
非木造 (焼失)	可燃物	0.13	—	—	—	0.13
	不燃物	—	240.20	13.02	0.44	253.66
計		2,515.78	9,286.42	515.05	2,222.09	14,539.34
			可燃物	2,515.78	不燃物	12,023.56

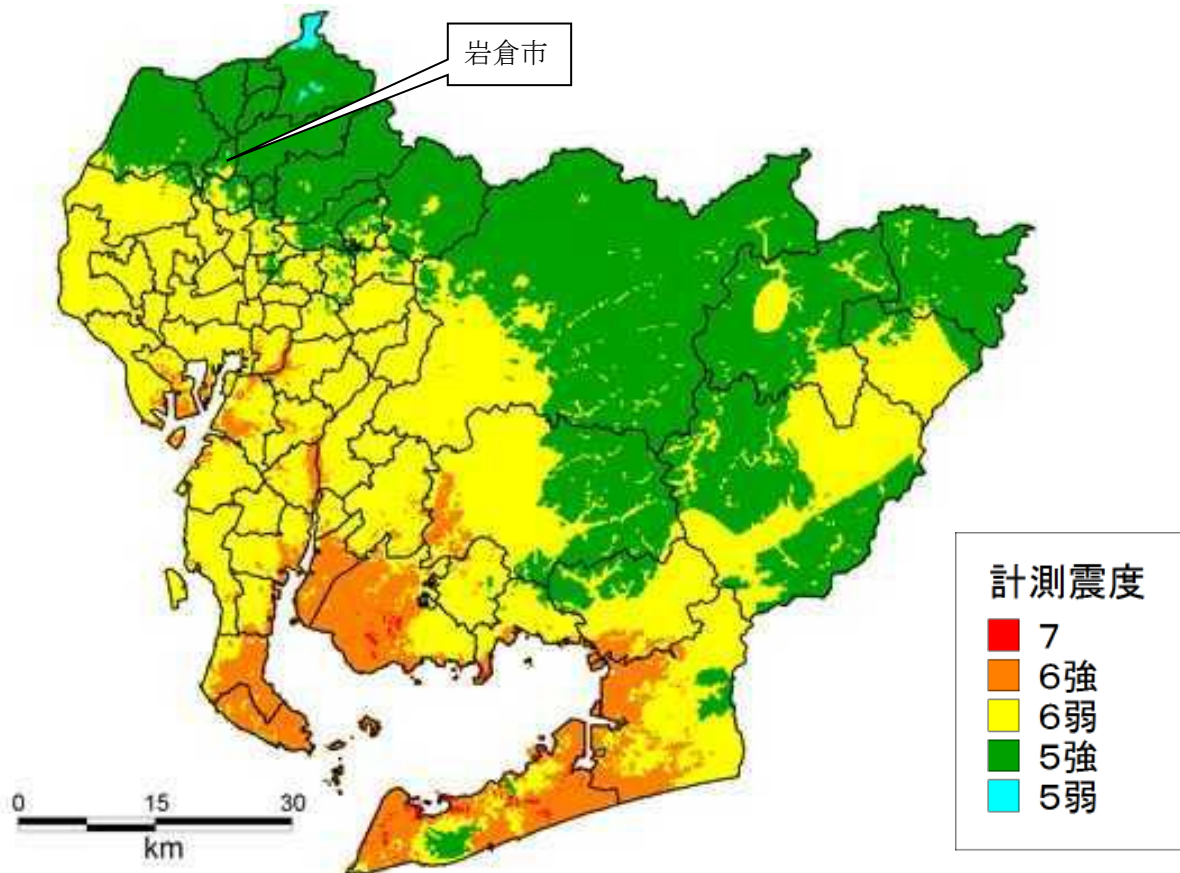
出典）愛知県の災害廃棄物等発生量推計方法に基づく発生量

【(参考) 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の1棟あたりの災害廃棄物発生量（選別前）】

単位：トン

構造	区分	全壊	半壊	焼失
木造 (98.9 ㎡/棟)	可燃物	19.19	3.84	0.08
	不燃物	49.65	9.93	44.04
	計	68.84	13.77	44.12
非木造 (328.1 ㎡/棟)	可燃物	32.81	6.56	0.13
	不燃物	265.76	53.15	253.66
	計	298.57	59.71	253.79

図 1-1-2 震度分布図 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）による想定



出典) 愛知県東海地震・東南海地震・東海地震等被害予想調査結果
(愛知県防災会議地震部会平成 26 年 5 月)

【(参考) 地域防災計画における濃尾地震を想定した被害予測】

構造	想定濃尾地震	
	全壊(棟)	半壊(棟)
木造	3,960	3,523
非木造	373	624
計	4,333	4,147

(3) 対象とする災害廃棄物等

本計画で対象とする災害廃棄物等は、被災者の生活に伴う廃棄物及び災害によって発生する廃棄物等に区分され、表 1-1-4 のとおりとする。

なお、事業所等から排出される災害廃棄物の処理については、事業者が自ら処理等を行うことを基本とするが、大規模災害の発生後に国が示す取り扱いに準じて対応する。

表 1-1-4 対象とする災害廃棄物等

種類		内容
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	粗大ごみ	家庭及び避難所から排出される粗大ごみ
	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
災害によって発生する廃棄物等	可燃物	繊維類、紙、木くず等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、瓦、レンガ、タイル、土砂等が混在する不燃性のもの
	木くず	柱、はり、壁材等の廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	腐敗性廃棄物	冷凍冷蔵庫や加工場等から排出される食品廃棄物・水産廃棄物、飼肥料工場等から排出される飼料・肥料等
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車
	有害廃棄物 危険物	廃石綿等、石綿合有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
	その他、適正処理が困難な廃棄物	タイヤ、バッテリー等の適正処理困難物

第4節 本計画の見直し

被災後の復旧・復興を速やかに進めるためには、本計画の実効性を確保しておくことが必要である。

このため、平常時から職員に周知するとともに収集体制や処理施設等における変更があった場合には適宜修正を行う。また、災害廃棄物対策指針、愛知県災害廃棄物処理計画及び地域防災計画等関連計画が改定等された場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

第1節 災害廃棄物処理に係る基本方針

災害廃棄物の処理は、以下に示す基本方針に従い処理する。

① 衛生的かつ迅速な処理

災害で発生した廃棄物（し尿を含む）については、生活衛生の確保と地域復旧・復興の観点から、可能な限り迅速な処理を進める。

② 計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、多量に発生した災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理する。

③ 環境に配慮した処理

災害廃棄物の運搬や処理においては、作業の安全確保を図るとともに、周辺的生活環境への影響に配慮して進める。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等の家電製品のフロン飛散防止対策等に配慮する。

④ リサイクルの推進

災害時に発生する膨大な災害廃棄物を極力地域の復興等に役立てるとともに、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を行い、災害廃棄物のリサイクルの推進と処分量の低減を図る。

⑤ 処理の協力・支援、連携

処理能力が不足する場合等、ごみの処理に関しては、必要に応じて国や県、他自治体及び民間事業者等の支援を要請して処理を行う。また、ごみの排出等については、行政区や地域の民間事業者、ボランティア等と連携して進めるものとする。

第2節 発災後の時期区分と特徴

発災後の時期区分と特徴は、東日本大震災クラスの場合を想定し、表 1-2-1 に示す。

表 1-2-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

出典）災害廃棄物対策指針(平成30年3月)環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

第3節 各主体の役割と市の業務概要

(1) 市、市民、事業者の役割

① 市の役割

- ・ 本計画に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する。
- ・ 災害廃棄物処理の知見を高めるため研修や訓練を行う。
- ・ 一般廃棄物処理施設の防災対策及び収集車両や機器の確保をする。
- ・ 災害廃棄物の発生量を把握し、的確に処理・処分を進める実行計画を策定する。
- ・ 近隣自治体や事業者との連携を密にし、相互応援体制を強固なものとする。
- ・ 本市が被災していない場合や被災の程度が軽い場合は、被災した他市町村を支援する。
- ・ 市民等への啓発を行う。

② 市民の役割

- ・ 各家庭において住宅の耐震化、家具の固定化等を行い、地震による家屋の損壊、家具の破損の防止に努める。
- ・ 災害時においても平常時と同様のごみ分別を行い、リサイクルの推進に努める。
- ・ 地域で協力し、ごみ集積場を衛生的に保持する。

③ 事業者の役割

- ・ 市との協定に基づき、市が行う災害廃棄物の処理について必要な協力を行う。
- ・ 災害時における廃棄物処理の周知に協力する。
- ・ 自己処理を行うにあたっては、適正に処理するとともに再資源化に努める。

(2) 市の業務概要

本市が発災前及び発災後の各フェーズで行う業務の概要を表 1-2-2 に示す。それぞれの時期は災害規模等により異なるが、応急対応は発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対応後から発災後3年程度を目安とする。

表 1-2-2 本市における業務概要

フェーズ	業務概要
発災前	・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 県、他市町村、関係機関等との連絡体制の整備 ・ 応援要請先の確保、災害応援協定の拡充・具体化 ・ 一般廃棄物処理施設の防災対策の実施 ・ 仮置場候補地の設定 ・ 人材育成、訓練の実施
発災後 3 か月程度まで (応急対応)	【初動期：発災後数日間】 ・ 組織体制の整備 ・ 避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理 ・ 被害状況の把握（市内全域、交通状況、ごみ焼却施設等）、県への報告 ・ 他市町村、民間事業者等への応援要請 ・ 県への調整等の要請 ・ 一次仮置場の設置 【初動期以降】 ・ ごみ焼却施設等の補修、再稼働 ・ 災害廃棄物の収集、撤去 ・ 廃棄物処理業者への委託処理 ・ 災害廃棄物発生量等の推計 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害等廃棄物処理補助事業※のための報告書の作成 県へ事務委託する場合 ・ 委託範囲の確定 ・ 事務委託の手続き（規約、議決、告示） ・ 仮設処理施設の設置場所選定
発災後 3 年程度まで (復旧・復興)	・ 損壊家屋等の解体・撤去 ・ 必要に応じて二次仮置場の設置 ・ 災害廃棄物の処理 ・ 災害等廃棄物処理補助事業における災害査定を受検、補助申請

※災害関係業務事務処理マニュアル（平成 26 年 6 月、環境省）を参考に事務を実施
出典）愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に加筆修正

第4節 組織体制

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとする。ただし、災害廃棄物処理は、業務が国及び愛知県との調整、仮置場の設置・運営等広範にわたることから、環境保全課を中心に臨時の災害廃棄物処理対策の組織を設置する。(図 1-2-1) (表 1-2-3)

なお、臨時の体制を組織する際は、次の点に留意する。

- ・組織体制として、指揮系統が機能するように、統括責任者を置く。
- ・統括責任者は、環境保全課長（不在の場合は、市民部長が指名するものとする。）をもって、各係（総務係、収集・処理係）の係長は廃棄物グループ長、環境グループ長をもって充てるが、災害廃棄物処理対策上必要と認めるときは、関係職員を各係の係長に配置することができるものとする。
- ・組織の業務については、災害応急時期と復旧・復興時期では異なるため、処理の進捗に合わせて、危機管理課、建設部等と連携を図り、人員の配分等組織体制の見直しを行う。
- ・災害の規模に応じて、支援自治体からの人的支援の受入についても考慮した組織体制とする。

図 1-2-1 災害廃棄物処理対策組織の構成

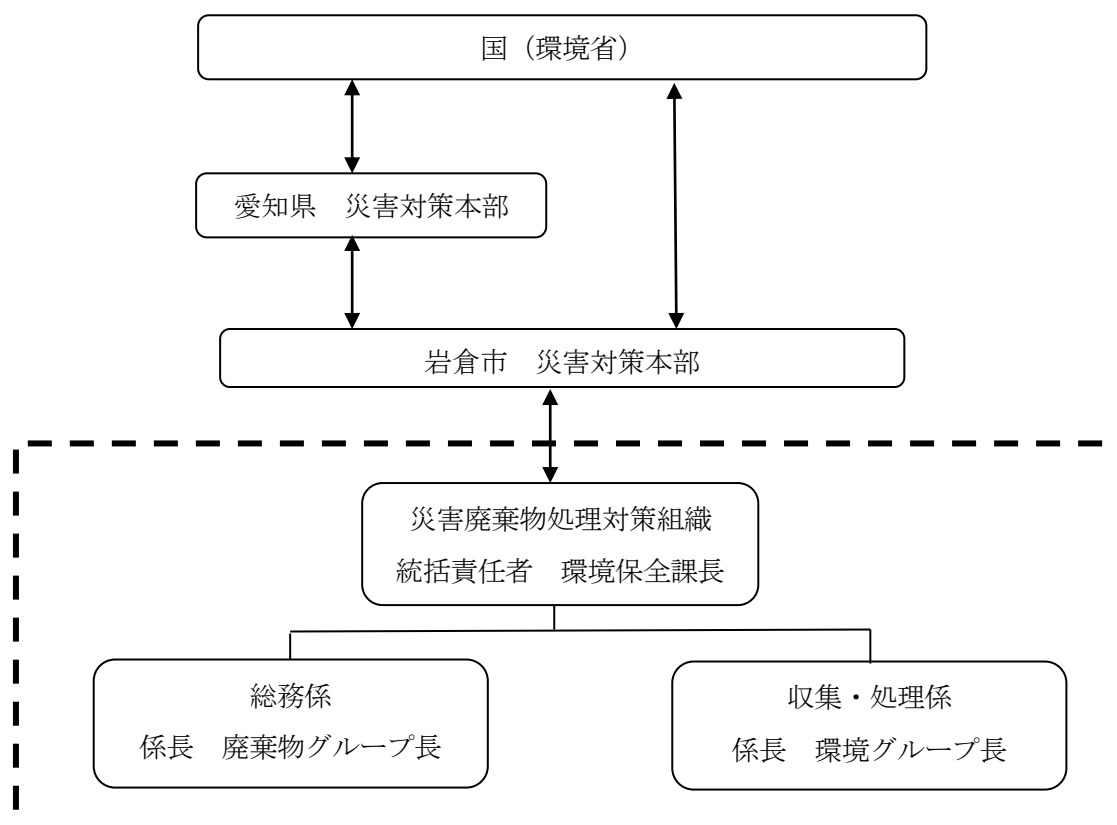


表 1-2-3 災害廃棄物処理対策組織における業務概要

担当			業務概要
	統括責任者		災害廃棄物処理業務全般の統括
			市災害対策本部への要請・協議
	総務係	総務担当	庶務
			組織体制整備
			職員派遣・受入に係る調整
			予算管理、契約事務
		処理計画 (ごみ) 担当	災害廃棄物発生量（ごみ）の推計
			災害廃棄物処理実行計画の策定
			被災状況の情報収集
			国庫補助金関係事務
		処理計画 (し尿) 担当	し尿発生量の推計
			し尿処理の計画策定
			仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画
	収集・処理係	収集担当	被災者の生活に伴う廃棄物の収集
			災害廃棄物の収集業務管理
			広域応援に係る連絡調整
		処理担当	処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）
			広域処理に係る連絡調整
			適正処理困難物等の処理ルート確保
		仮置場担当	仮置場・仮設処理施設の整備・管理

【災害廃棄物処理に係る関係組織】

関係組織	業務概要
福祉課	ボランティア活動の環境整備
税務課	罹災証明書に係る家屋等の被害状況調査
危機管理課	罹災証明書に係る家屋等の被害状況調査 罹災証明書の発行 各関係団体への応急復旧支援要請
都市整備課・維持管理課	道路等の障害物除去 避難路、緊急交通路、緊急輸送路の確保 建築物の被害程度の把握

第5節 情報収集及び連絡体制

災害対策本部から収集する情報については、表 1-2-4 に示す。

表 1-2-4 災害対策本部から収集する情報

区分	情報収集項目	目的
ライフラインの被害状況等の把握	・ 停電、断水、ガス供給停止の状況及び復旧の見通し ・ 下水処理施設の被災状況	・ 廃棄物処理施設の復旧見込みの把握 ・ 下水処理施設の活用可能性の把握
避難箇所と避難者数の把握	・ 避難所名 ・ 各避難所の避難者数	避難所ごみ等、し尿等の発生状況の把握
道路・橋梁の被害状況等の把握	道路・橋梁の被害状況と復旧の見通し	・ 被災現場へのアクセスルートの把握 ・ 廃棄物の収集運搬体制への影響把握
建物等の被害状況の把握	・ 建物の全壊、焼失、半壊、床上浸水、床下浸水の棟数 ・ 浸水範囲、面積	災害廃棄物等発生量の把握

また、連絡体制については、発災時の連絡手段は、原則として地域防災計画に基づき実施する。特に発災直後に確認を要する処理施設や収集運搬車両の被害状況及び稼働状況については、BCP及び初動マニュアルに基づき実施する。

発災直後は、電話回線による通信手段が途絶する可能性があるため、有線・無線の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送依頼等を行い、効果的な通信の運用を図る。

第6節 関係機関、民間事業者等との連携

災害廃棄物の処理に当たっては、本市が主体となって行うことを基本とするが、被害状況等により、愛知県、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援による広域的な処理を進める。

(1) 地方自治体との連携

被害状況等に応じて、災害支援協定等に基づき、愛知県や他地方自治体に協力・支援を要請する。

本市が締結している災害時の相互応援に関する協定を表 1-2-5 に示す。

また、岩倉市と小牧市の供用ごみ処理施設である小牧岩倉衛生組合（小牧岩倉エコルセンター）（以下「エコルセンター」という。）と、岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町の供用し尿処理施設である愛北広域事務組合愛北クリーンセンター（以下「愛北クリーンセンター」という。）において締結している災害時の相互応援に関する協定についても併せて表 1-2-6 と表 1-2-7 にそれぞれ示す。

表 1-2-5 災害時の相互応援に関する協定（地方自治体）

名称	協定先	内容
災害時における相互応援に関する協定	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、大口町、扶桑町	包括的な相互応援協定
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、愛知県内の市町村及び下水道管理者	
災害時における相互応援協定確認書	福井県大野市	資機材、救援物資等の提供及び職員の派遣
災害時相互応援協定書	宮城県岩沼市	
愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	
災害時における相互応援に関する協定	小牧市、豊山町、大口町、扶桑町	

表 1-2-6 エコルセンターにおける災害時の相互応援に関する協定

名称	協定先	内容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県内の市町村及び一部事務組合	包括的な相互応援協定
尾張部清掃工場連絡会議 ごみ処理相互応援に関する協定書	春日井市、稲沢市、江南丹羽環境管理組合、尾張東部衛生組合、尾三衛生組合、犬山市、海部地区環境事務組合、一宮市、名古屋市	ごみの処理支援

表 1-2-7 愛北クリーンセンターにおける災害時の相互応援に関する協定

名称	協定先	内容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県内の市町村及び一部事務組合	包括的な相互応援協定

(2) 自衛隊、警察、消防等との連携

応急対応時の災害廃棄物処理については、倒壊した建物の解体・撤去等、人命救助等の活動と関わる部分もあるため、連携を図り実施する。また、災害廃棄物を撤去する際には、有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、必要に応じてその情報を自衛隊や警察等へ提供する。

(3) 民間事業者との連携

災害廃棄物の処理については、本市の処理体制だけで対応することが困難である場合は、廃棄物処理の経験、能力や必要な資機材を有する民間事業者等に協力・支援を要請する。

本市が締結している災害時の協力・支援に関する協定を表 1-2-8 に示す。

表 1-2-8 災害時の協力・支援に関する協定（民間事業者等）

名称	協定先	内容
災害時における応急対策業務に関する協定書	岩倉市建設協力会	建築・建設に関する応急対策業務
	岩倉市建築災害協力会	
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	（一社）愛知県産業廃棄物協会	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	避難所で使用する仮設トイレ等の提供

（４）広域的な連携

- 本計画における関係機関との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。
- 愛知県内の周辺市町村については、被害状況等に応じて、愛知県と連携して地域ブロックによる連携等の相互協力体制を検討する。
- 県域を越えた広域処理については、環境省中部地方環境事務所による中部ブロックの広域連携計画に基づき、愛知県を通じて具体的な協力要請を行うため、愛知県に被災状況等を報告するとともに、愛知県から情報収集や指導・助言を受けながら、相互協力体制の構築を図る。

（５）行政区及びボランティアとの連携

- 地域のごみ集積場所、避難所のごみ排出場所や汲取りトイレ、一時的な仮置場等での排出方法の周知や衛生管理等、また災害弱者におけるごみ排出の援助にあっては、行政区に協力を依頼する。
- ボランティアにあっては、①被災家屋における家財の撤去や搬出、②災害廃棄物の選別、貴重品や思い出の品等の整理、その他の清掃業務等、ニーズに応じて協力を要請する。
- 災害廃棄物処理対策組織総務係は、福祉課を通じて、岩倉市地域ボランティア支援本部に対して、ボランティアの受入れについて調整を行う。

(6) 他被災地への協力・支援

- 愛知県では、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、県、市町村、一部事務組合及び下水道管理者との間で「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。本市は、この協定に基づき、被災した市町村、下水道管理者又は県からの応援要請に応じ、協力・支援を行う。
- 県外自治体等への協力・支援については、被災した自治体等からの応援要請に基づき行う。
- 被災した自治体等の被害状況、支援ニーズ等を把握したうえで、協力・支援体制を検討する。
- 被災地への協力・支援を積極的に行うことで、本市が今後直面するかもしれない大規模災害に係る災害廃棄物処理の対応力の向上につなげる。

第7節 市民等への広報と情報発信

災害廃棄物の円滑な処理のために、市民等への啓発・広報を行う。

情報の発信方法としては、広報紙、マスメディア、インターネット、説明会、回覧板等の多様な手段を用いることとする。市民等への情報発信内容を表 1-2-9 に示す。

また、平常時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めるものとする。

表 1-2-9 市民等への情報発信内容

対応時期	周知内容	周知方法
初動期	・危険物や有害物の取扱いについて ・仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法について ・し尿収集の実施について	以下の方法から選定して周知する。 ・広報紙
応急対応	・ごみ集積場所や排出方法（分別方法、留意点）について ・災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法について ・損壊家屋等の解体申請方法・所有者意思確認について ・被災自動車の取扱いについて ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止について	・報道等のマスメディア ・インターネットを用いた市ホームページ等 ・避難所等での説明会 ・回覧板 ・避難所、公共機関等の掲示板への貼り出し ・防災行政無線 ・広報車の巡回
復旧・復興	・災害廃棄物処理実行計画について ・災害廃棄物処理の進捗状況について ・環境モニタリング結果について	

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

本章では、被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項として、発災後速やかに対応する必要がある「ごみ・し尿の処理」及び「一般廃棄物処理施設対策」について示す。

廃棄物		内容	
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源
	粗大ごみ等	家庭及び避難所から排出される生活ごみ	粗大ごみ、破碎ごみ
	し尿	汲取り世帯及び仮設トイレから発生するし尿	し尿

第1節 ごみ・し尿の処理

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・粗大ごみ等

① 基本方針

- 生活ごみ・避難所ごみ及び粗大ごみ等（粗大ごみ・破碎ごみ）は、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行う。ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両や処理施設等の状況によっては、市民の生活環境への影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。
- 最優先して収集（可燃ごみにあつては処理も含む）すべきごみは、可燃ごみ（腐敗性廃棄物を含む）及び損壊家屋等から多量に発生し生活に支障をきたす恐れがある粗大ごみとし、以降、各自で保管できる粗大ごみ、破碎ごみ、資源とする。
- 収集運搬能力若しくは施設の処理能力を超えるごみが排出される恐れがある場合は、優先順位に従って、収集及び処理を行える体制を構築するものとする。
- 事業系ごみ（各事業所から排出されるごみ）については、平常時と同様に市では収集せず、許可業者による収集を基本とする。

② 発生量

- 生活ごみ・避難所ごみの発生量については、発災後に避難者数がピークとなる発災1週間後と、平常時のごみ処理体制に戻りつつある発災1か月後を対象

に表 2-1-1 で示すとおり算定した。

- 避難所ごみは、通常の生活ごみと比べ、段ボールや容器包装、使用済みの衣類、携帯トイレ等の廃棄が増加する等、性状が異なることが想定されることから、通常時の 1 人当たりの排出量に 1.3 を乗じて推計した。
- 粗大ごみ等の発生量については、平成 23 年度から平成 25 年度に実施した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づき、発災後から 3 か月後、3 か月後から半年後及び半年後から 1 年後を対象に表 2-1-2 で示すとおり算定した。

【生活ごみ・避難所ごみの発生量推計】 表 2-1-1 生活ごみ・避難所ごみ発生量

		通常時 (H29 年度)	発災時			
			1 週間後		1 か月後	
			生活ごみ	避難所	生活ごみ	避難所
人数		47,849 人	45,351 人	2,498 人	47,742 人	107 人
割合		100%	94.78%	5.22%	99.78%	0.22%
可燃ごみ・ 資源排出量	1 日当たり (t/日)	24.31 t	23.04 t	1.65 t	24.26 t	0.07 t
	1 日 1 人当 たり (g/日)	508.11 g	508.11 g	660.54 g	508.11 g	660.54 g

※避難者数は、愛知県の想定人数を使用し、避難所におけるごみ排出量は、通常の 1.3 倍とした。

【粗大ごみ等の発生量推計】 表 2-1-2 粗大ごみ等（粗大・破碎）発生量

		通常時 (H29 年度)	発災時			
			発災～ 3 か月後	3 か月後～ 半年後	半年後～ 1 年後	年間排出量計 (t)
増加率			334%	155%	118%	181%
排出量	年間 (t)	967	813	378	576	1,767
	1 日当たり (t/日)	2.66	8.91	4.14	3.16	

出典) 生活ごみ・避難所ごみ・粗大ごみ（愛知県）発生量推計に基づく発生量

③ 収集運搬・処理

(ア) 収集運搬

- 生活ごみ及び破碎ごみは、原則として平常時の体制によって収集運搬を行う。
- 避難所ごみは、避難所内にごみ排出場所を設置したうえで、平常時の体制に含めて収集運搬を行う。なお、自衛隊等の救援部隊等の活動拠点から排出されるごみも同様とする。
- 粗大ごみの収集は、有料戸別収集で行っているが、被災家屋から排出されるものについては、減免となる。また、被害が甚大な場合は、一時的に仮置場に排出することも含め検討する。なお、被害を受けなかった家屋から排出される粗大ごみについては、状況に応じ、一時収集中止も検討する。

(イ) 処理

- 処理については、原則として平常時の体制により行うものとする。

(ウ) ごみ、資源の持ち込み

- ごみ（可燃、破碎、粗大）のエコルセンターへの持込及び資源のe-ライフプラザへの持込については、施設等の状況に応じて中止や制限等を設けることを検討する。

(エ) 収集運搬及び処理の優先順位等に基づく対応

- 収集運搬及び処理の優先順位は高い順に、可燃ごみ（腐敗性廃棄物を含む）及び損壊家屋等から多量に発生し生活に支障をきたす恐れがある粗大ごみとし、以降、各自で保管できる粗大ごみ、破碎ごみ、資源とする。なお、収集運搬や施設での受入に支障が生じた場合は、優先順位に応じて以下の例に示すような対策を講じるものとする。

(例)

- 収集に支障が生じた場合
 - ・優先順位が低いものの一時収集中止
 - ・他地方自治体、民間事業者への支援要請
- 処理施設に支障が生じた場合（事業系一般廃棄物も同様の対策とする）
 - ・優先順位が低いものの一時収集中止
 - ・仮置場への一時仮置き
 - ・他地方自治体、民間事業者への支援要請

(オ) 収集に関する市民周知について

- 以下の各種手段によって随時情報を配信する。
 - ・ 広報紙
 - ・ 報道等のマスメディア
 - ・ インターネットを用いた市ホームページ等
 - ・ 避難所等での説明会
 - ・ 回覧板
 - ・ 避難所、公共機関等の掲示板への貼り出し
 - ・ 防災行政無線
 - ・ 広報車の巡回

(2) し尿

① 基本方針

- 本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、市の許可業者が行い、収集したし尿等は愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターで処理している。

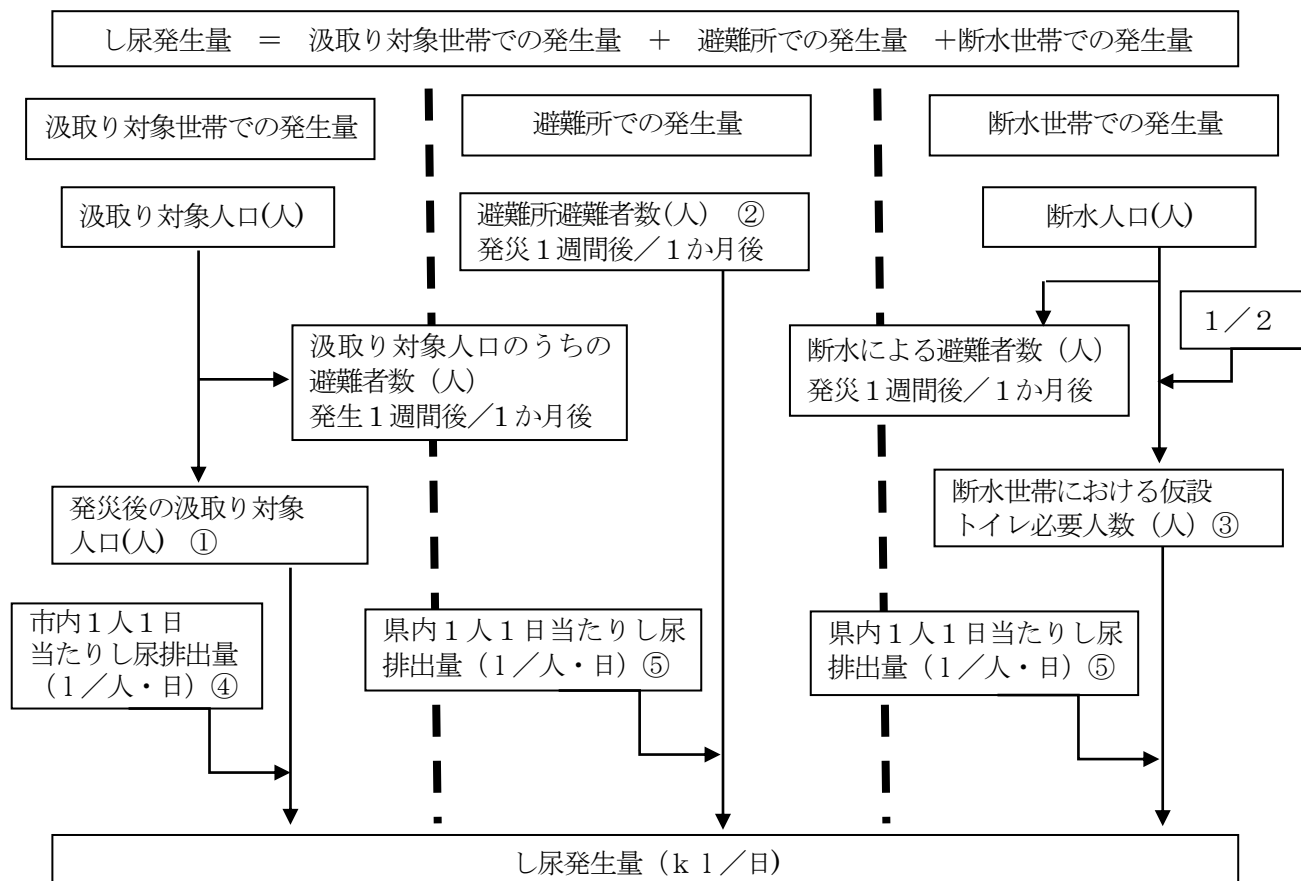
発災時においては、これに加えて避難所における仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬及び処理が必要となり、これらの実施についての基本方針を以下に定めるものとする。
- 発災後、仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握したうえで、速やかに避難所については、備蓄している仮設トイレ（汲取）及び簡易トイレ等（便収納袋で凝固）を設置し、また、断水世帯については、自宅トイレの便座等に装着して使用できる便収納袋を各避難所で配布する。なお、災害用トイレが不足する場合は、「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」の協定事業者、他自治体等からの手配を行う。
- し尿の収集については、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先するものとし、通常の汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握したうえで、収集処理計画を策定する。

収集処理計画については、浄化槽汚泥の収集を含め、愛北クリーンセンターの受入能力の考慮及び愛北クリーンセンター以外での処理（下水道処理施設、大型タンクローリー等による一時貯留等）の検討等も踏まえ、収集から処理までの一体的な計画とする。なお、収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬許可業者とする。
- 処理は、原則愛北クリーンセンターで行うものとするが、施設の破損による一時稼働停止や受入能力を超える場合については、下水道処理施設並びに協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理の実施若しくは搬入を遅らせても影響の少ないものについての受入制限等、被害状況や各種処理可能方法を検討したうえで、収集処理計画を策定し実施するものとする。

② し尿の発生量の推計

し尿の発生量の推計については、愛知県が示した図 2-1-1 の算出方法に基づき、表 2-1-3 のとおりとする。

図 2-1-1 し尿発生量



【対象となる人口】

汲取り対象人口 (人) ①		避難所人口 (人) ②		断水世帯人口(人)③	
1週間後	1か月後	1週間後	1か月後	1週間後	1か月後
1,365	1,514	2,498	107	2,320	0

※愛知県の推計値を使用

【し尿原単位】

市内1人1日当たりのし尿排出量 (1/人・日) ④	1.27
県内1人1日当たりのし尿排出量 (1/人・日) ⑤	2.14

※し尿原単位 = し尿処理量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365 日

<汲取り対象世帯>

平成28年度 岩倉市 し尿処理量 : 580 k l / 年

平成28年度 岩倉市 計画収集人口 (非水洗化) : 1,252 人

<避難所・断水世帯>

平成28年度 県全体 し尿処理量 : 109,764 k l / 年

平成28年度 県全体 計画収集人口 (非水洗化) : 140,510 人

表 2-1-3 し尿発生量

【発災後1週間】

発生源		人数 (人)	原単位 (l / 人 ・ 日)		発生量 (k l / 日)	
					汲取り槽	仮設トイレ
①	汲取り対象世帯	1,365	1.27	1.73	1.73	
②	避難所	2,498	2.14	5.35		5.35
③	断水世帯	2,320	2.14	4.96		4.96
合計		6,183		12.04	1.73	10.31

【発災後1か月】

発生源		人数 (人)	原単位 (l / 人 ・ 日)		発生量 (k l / 日)	
					汲取り槽	仮設トイレ
①	汲取り対象世帯	1,514	1.27	1.92	1.92	
②	避難所	107	2.14	0.23		0.23
③	断水世帯	0	2.14	0		0
合計		1,621		2.15	1.92	0.23

③ 仮設トイレ等の設置

災害用トイレは、地域防災計画に基づき、必要数を避難所に備蓄する。災害用トイレの配備は、避難所の新設・廃止、収容人数の変更等に伴い変更する。また、マンホールトイレを設置できる避難所については、可能な限り活用する。

被害状況により、災害用トイレが不足する場合は、「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」に基づき、協力・支援要請を行う。

④ 収集運搬体制

(ア) 全般

○ 道路の被災状況や避難所の設置状況等を踏まえて、以下の事項に留意し、収集処理計画に基づいて実施する。

- ・発災直後から数週間は、愛北クリーンセンターの処理能力の半分程度のし尿が発生するため、浄化槽汚泥の受入制限や他処理方法等の検討を行う。
- ・避難所等におけるし尿の収集については、し尿の収集運搬許可業者と委託契約を締結する。

(イ) 収集に関する市民周知について

○ 以下の各種手段によって随時情報を配信する。

- ・広報紙
- ・報道等のマスメディア
- ・インターネットを用いた市ホームページ等
- ・避難所等での説明会
- ・回覧板
- ・避難所、公共機関等の掲示板への貼り出し
- ・防災行政無線
- ・広報車の巡回

表 2-1-4 岩倉市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者

許可業者名	所在地
株式会社アイホク	岩倉市曾野町

⑤ し尿の処理

処理は、原則愛北クリーンセンターで行うものとする。施設の破損等による一時稼働停止や受入能力（280kl/日）を超える場合にあっては、受入制限の実施や愛知県、下水道部局と協議のうえ、下水道処理施設への持込み及びマンホール等からの直接投入等も検討するものとする。

組合の処理施設等のみで処理が困難な場合については、協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理を行うものとする。

表 2-1-5 愛北クリーンセンターの処理能力及び処理実績

	し尿＋浄化槽汚泥 (岩倉市) (kl/日)	し尿＋浄化槽汚泥 (全体) (kl/日)	処理能力 (kl/日)
H28	26.19 kl	214.63 kl	280 kl
H29	26.68 kl	218.55 kl	280 kl

第2節 一般廃棄物処理施設対策

(1) 処理施設の概要

本市市域内には、資源化施設、愛北広域事務組合のし尿処理施設及び愛知県の下水道終末処理施設が1か所ずつある。また、本市の一般廃棄物（ごみ）を処理する小牧岩倉衛生組合の施設として、小牧市に焼却施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場がある。

それらの一般廃棄物処理施設の概要を表2-1-6に示す。

表2-1-6 一般廃棄物処理施設

①資源化施設

名称	岩倉市清掃事務所
所在地	岩倉市石仏町稲葉1番地
敷地面積	2,006 m ²
供用開始	昭和50年10月28日
処理方式	圧縮
処理能力	空き缶（アルミ、スチール）：1t/日

②し尿処理施設

名称	愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
所在地	岩倉市野寄町向山760番地
敷地面積	14,196.81 m ²
竣工	平成5年2月27日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋一時処理水の下水投入
処理能力	280 kℓ/日（し尿＋浄化槽汚泥）

③下水道終末処理施設

名称	五条川右岸浄化センター
所在地	岩倉市北島町権現山7番地1
敷地面積	114,100 m ²
供用開始	平成13年4月1日
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法
処理能力	約139,500 m ³ /日

④焼却施設

名称	小牧岩倉衛生組合ごみ溶融施設
所在地	小牧市大字野口 2881 番地 9
敷地面積	35,473.90 m ² (延床面積：8,124 m ²)
供用開始	平成 27 年 4 月 1 日
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
処理能力	197 t / 日 (98.5 t × 2 炉)

⑤破碎処理施設

名称	小牧岩倉衛生組合ごみ破碎施設
所在地	小牧市大字野口 2881 番地 9
敷地面積	35,473.90 m ² (延床面積：2,012 m ²)
供用開始	平成 27 年 4 月 1 日
処理方式	低速破碎機、高速破碎機
処理能力	27 t / 5 h

⑥最終処分場

名称	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場
所在地	小牧市大字林 1821 番地 3
敷地面積	184,158.09 m ²
埋立地面積	24,500 m ²
埋立容量	293,900 m ³
供用開始	平成 10 年 4 月 30 日
埋立方法	サンドイッチ工法

(2) 処理施設の耐震性等

本市の一般廃棄物の主要処理施設であるエコルセンター及び愛北クリーンセンターについての耐震設計は、震度 6 強程度の大地震が発生した場合においても、建物躯体に部分的なひび割れ等の損傷が生じても倒壊や大きな損傷に至ることなく、地震後も建物を使用し続けられる設計である。また、設備等に関しても同様に使用し続けることは可能である。

しかし、施設が使用できる状態であっても、水道や電気等のライフラインの断絶や必要物資の調達不良により稼働が困難になる場合があるため、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な薬剤や燃料などの備蓄等について検討を行う。

（３）処理施設の補修体制の整備

処理施設が災害により被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄について検討を行う。また、災害時に備えて、し尿処理設備の稼働を続けるために必要な灯油、そして運搬車両等の燃料となる軽油等の燃料の備蓄を行う。更に、災害発生後の施設の点検・修復に備え、プラントメーカー等との協力体制を確立する。

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

第1節 災害によって発生する廃棄物処理の流れ

災害発生時には、損壊家屋等によるがれき類が大量発生するため、図2-2-1に示すような処理の流れによって、適正かつ迅速に処理する。

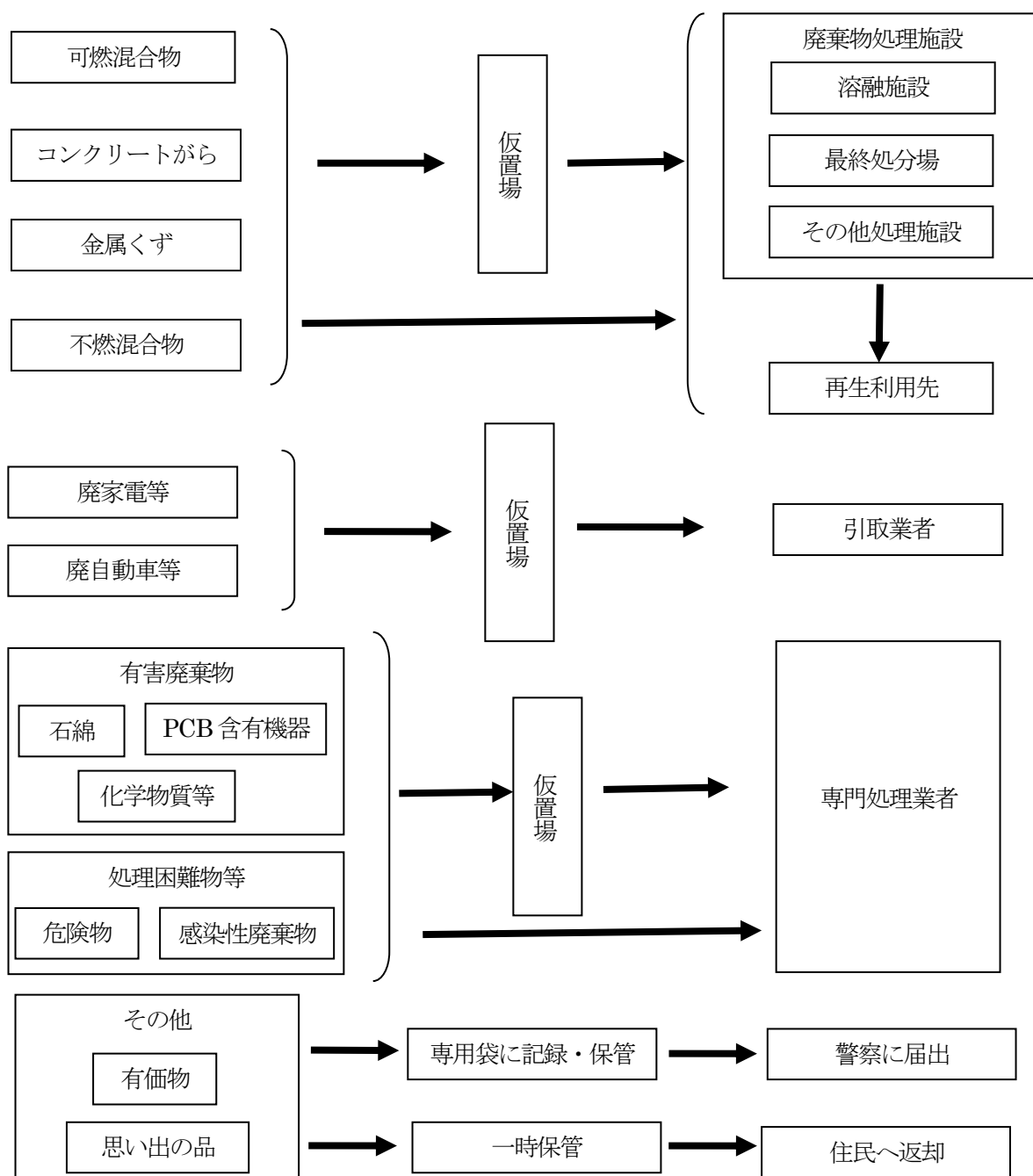
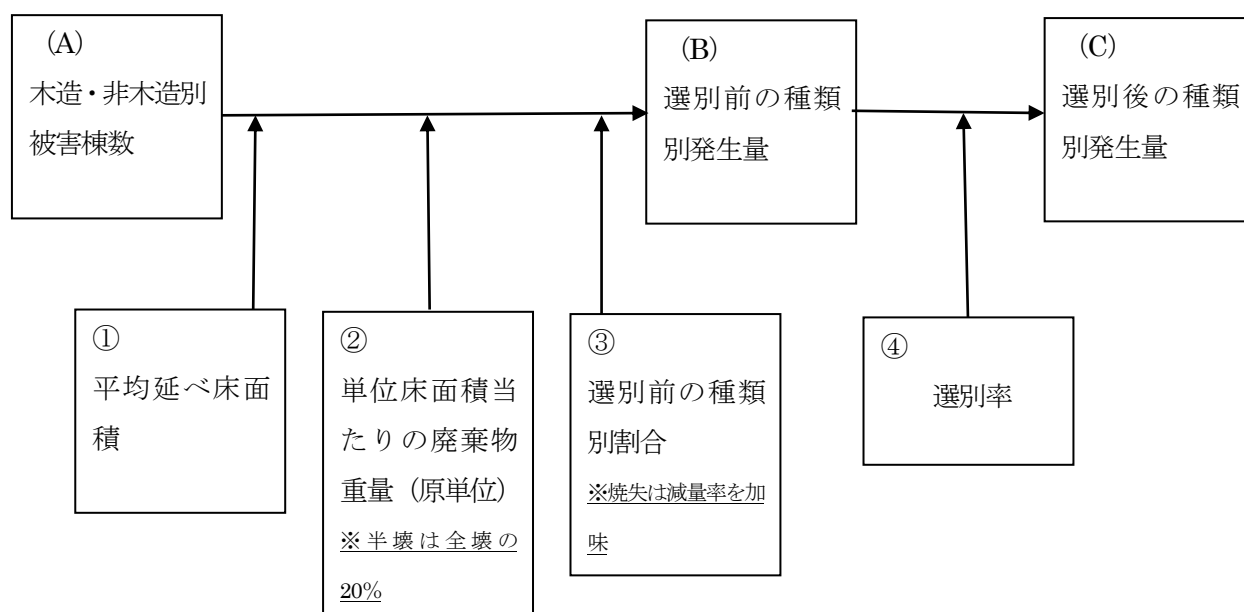


図2-2-1 災害によって発生する廃棄物の処理フロー

第2節 災害によって発生する廃棄物発生量の推計

本市の災害によって発生する廃棄物の量は、愛知県災害廃棄物処理計画の推計方法に準拠し、図2-2-2及び表2-2-1で示す推計手順のとおり算定した。

図2-2-2 災害によって発生する廃棄物等発生量の推計方法



【木造・非木造別被害棟数及び平均延床面積】… (A)、①

	全壊(棟)	半壊 (棟)	焼失(棟)	津波 (棟)	平均床面積 (㎡)
木造	24	291	2	0	98.9
非木造	15	68	1	0	328.1
計	39	359	3	0	427.0

【単位床面積当たりの廃棄物重量】…②

構造	原単位 (t / ㎡)	
木造	可燃物	0.19
	不燃物	0.5
非木造	可燃物	0.1
	不燃物	0.81

【選別前の種類別割合】…③

構造	区分	可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	43.9%	3.1%	53%
非木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	94.9%	4.9%	0.2%
減量率		99.61%	4.76%	—	82.64%

【選別率（選別前⇒選別後）】…④

選別前	選別後				
	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属
可燃混合物	71.27%	14.55%	8.71%	4.70%	0.77%
コンクリートがら	—	4.39%	—	95.44%	0.17%
金属くず	—	5.48%	—	—	94.52%
不燃混合物	2.75%	84.31%	—	1.40%	11.53%

出典) 愛知県の災害廃棄物発生量推計の概要に基づく推計方法

表 2-2-1 災害によって発生する廃棄物等の種類別発生量

【災害によって発生する廃棄物発生量（選別前）】…（B）

単位：トン

		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物	計
木造	可燃物	1,577.14	—	—	—	1,577.14
	不燃物	—	1,791.58	126.51	2,162.96	4,081.05
非木造	可燃物	938.37	—	—	—	938.37
	不燃物	—	7,213.13	372.44	15.20	7,600.76
木造 (焼失)	可燃物	0.15	—	—	—	0.15
	不燃物	—	41.52	3.08	43.49	88.08
非木造 (焼失)	可燃物	0.13	—	—	—	0.13
	不燃物	—	240.02	13.02	0.44	253.66
計		2,515.78	9,286.42	515.05	2,222.09	14,539.34
割合(%)		17.31%	63.87%	3.54%	15.28%	100%
			可燃物	2,515.78 17.31%	不燃物	12,023.56 82.69%

出典) 愛知県の災害廃棄物発生量推計の概要に基づく発生量

【災害によって発生する廃棄物発生量（選別後）】…（C）

単位：トン

選別後 選別前	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	計
可燃混合物	1,793.00	366.05	219.12	118.24	19.37	2,515.78
コンクリートがら	—	407.67	—	8,862.96	15.79	9,286.42
金属くず	—	28.22	—	—	486.83	515.05
不燃混合物	61.11	1,873.44	—	31.11	256.21	2,221.87
計	1,854.11	2,675.39	219.12	9,012.31	778.19	14,539.12
割合(%)	12.75%	18.40%	1.51%	61.99%	5.35%	100%

【(参考①) 1棟当たりの災害によって発生する廃棄物発生量(選別前)】 単位:トン

構造	区分	全壊	半壊	焼失
木造 (98.9 m ² /棟)	可燃物	19.19	3.84	0.08
	不燃物	49.65	9.93	44.04
	計	68.84	13.77	44.12
非木造 (328.1 m ² /棟)	可燃物	32.81	6.56	0.13
	不燃物	265.76	53.15	253.66
	計	298.57	59.71	253.79

【(参考②) 地域防災計画における濃尾地震を想定した被害予測】

構造	想定濃尾地震	
	全壊(棟)	半壊(棟)
木造	3,960	3,523
非木造	373	624
計	4,333	4,147

第3節 損壊家屋等の解体・撤去・運搬

損壊家屋等の解体・撤去・運搬に関する対応プロセスを図2-2-3に示す。

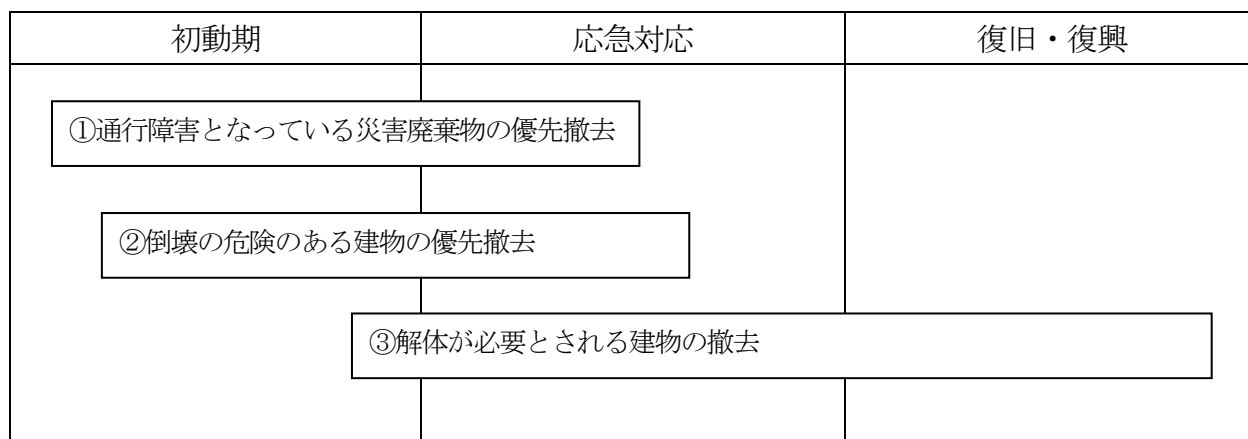


図2-2-3 損壊家屋等の解体・撤去・運搬に関する対応プロセス

(1) 処理対応

① 通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去

発災時において、避難路及び緊急輸送道路確保のため、関係部局と調整のうえ、速やかに通行障害となっている災害廃棄物を撤去し、道路啓開を行う。

② 倒壊の危険のある建物の優先撤去

応急危険度判定等において、倒壊の危険が極めて高いと判断されたと損壊家屋等については、所有者の意思確認を基本としつつ、所有者等の連絡が取れない場合においても、土地家屋調査士が建物の価値がないと判断した場合には、解体・撤去を行う。

③ 解体が必要とされる建物の撤去

関係部局との連携の上、罹災証明の交付、解体申請の受付、解体事業の発注、解体した廃棄物の受け入れ、処理体制を構築する。

(2) 損壊家屋の解体の実施主体

通常は、環境省の災害廃棄物処理補助事業の対象となるのは、損壊家屋のうち、「全壊」判定を受けたものであるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震といった大規模災害では、市町村が行う「半壊」以上の判定を受けた損壊家屋の解体・撤去等も補助対象となった。

発災時には、災害廃棄物処理補助事業の対象区分に応じて、市が解体・撤去等を行うものとするが、災害廃棄物処理補助事業の対象外になったものについては、所有者自身が行うものとする。

なお、手続きの手順については、「(3) 解体における留意点」に基づき行うものとする。

(3) 解体における留意点

- 市は、罹災証明の交付、解体申請受付（建物所有者の意思確認）等と並行して、解体事業の発注を行う。解体に当たっては、建設リサイクル法に基づく届出を行った後、倒壊の危険性を考慮したうえで、優先順位を指示する。
- 解体・撤去の着手に当たっては、建物所有者の立ち合いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。解体・撤去が完了した段階で、解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地確認（市、申請者、解体事業者）を行い、履行を確認する。
- 損壊家屋については、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、電気自動車等のバッテリー等の危険物に十分に注意して行うものとする。

石綿の含有が懸念される建築物等は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、必要な手続きを行ったうえで、石綿の除去作業を実施する。
- 解体・撤去の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成し、所有者の確認状況により、引渡し、保管、警察への届出等を行う。

(4) 損壊家屋の再資源化

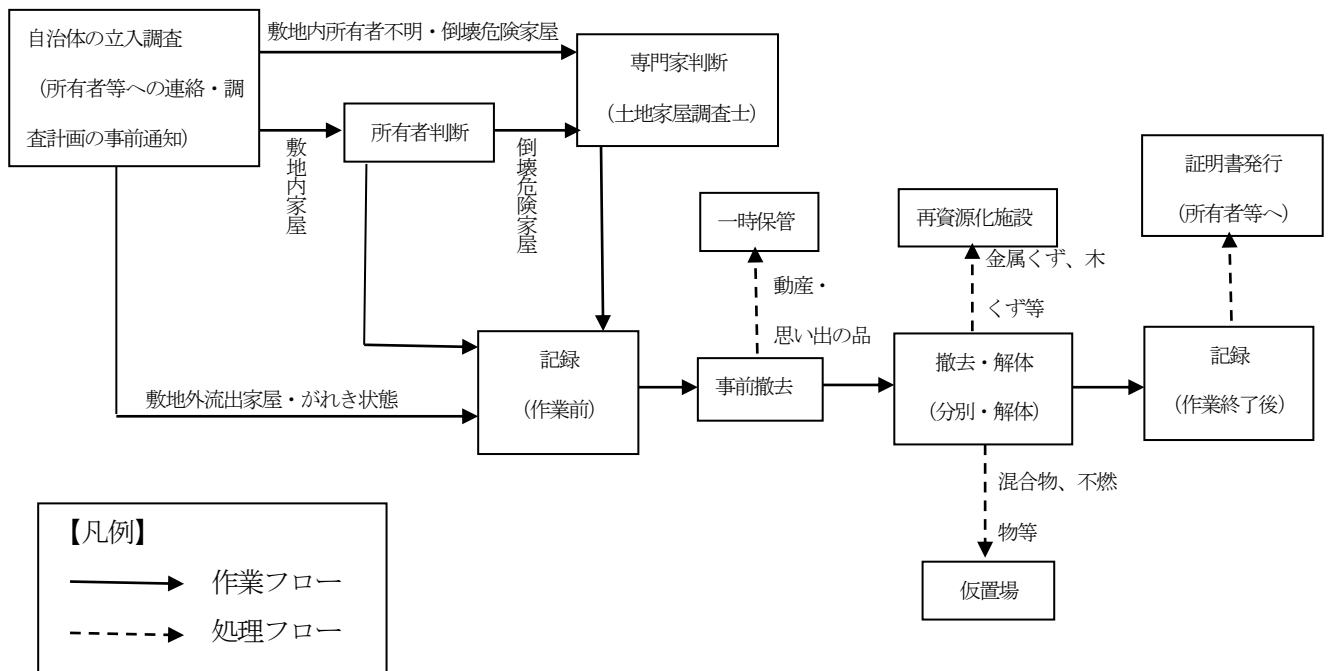
災害廃棄物の再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別解体を徹底するものとする。分別・解体・撤去は、時間とコストを要するが、混合廃棄物を減らすことが、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。

(参考) 環境省資料 災害廃棄物の処理事業費 (処理単価)

阪神・淡路大震災 (H7)	処理単価	約 2.2 万円/ t
新潟中越地震 (H16)		約 3.3 万円/ t
岩手・宮城内陸地震 (H20)		約 1.5 万円/ t
東日本大地震 (H23)		約 3.7 万円/ t

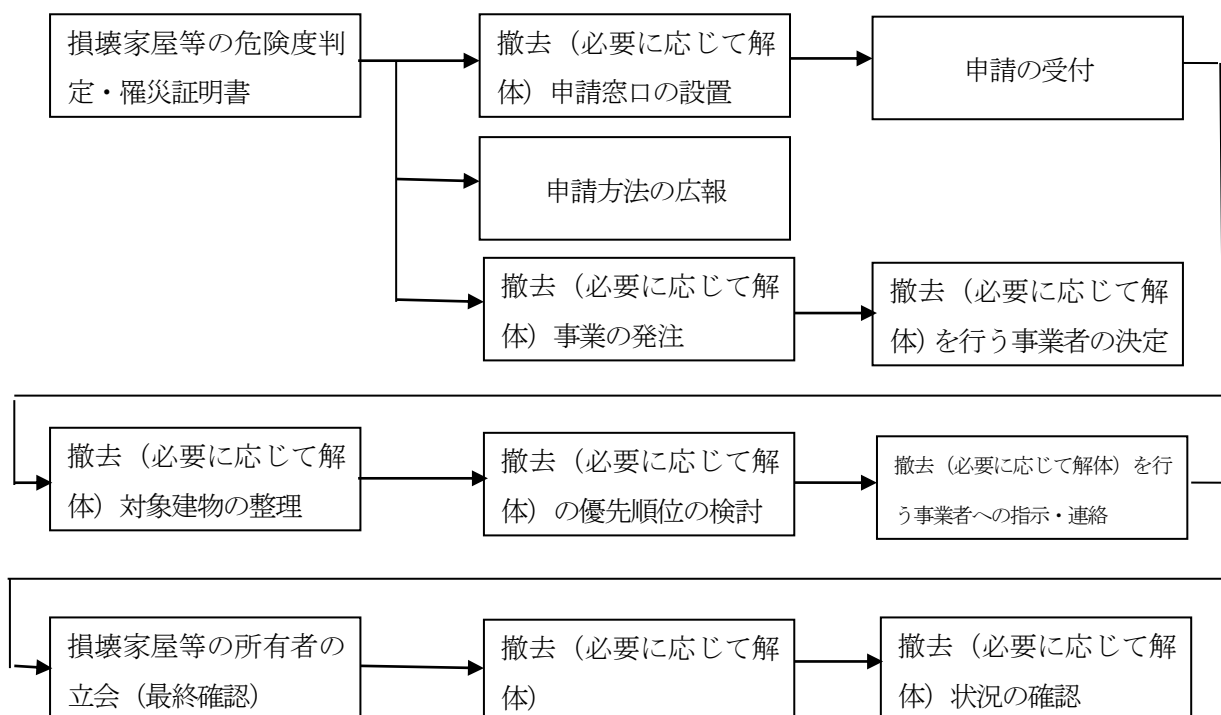
※処理単価は、組成、発生量、地域特性等により大きく異なる。

図 2-2-4 地方公共団体及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー



出典) 災害廃棄物対策処理指針技術資料

図 2-2-5 解体・撤去の手順 (例)



出典) 災害廃棄物対策指針

第4節 水害廃棄物の処理

水害廃棄物の特徴を考慮するとともに震災廃棄物処理に示した方針に沿って処理を行う。

○ 水害廃棄物の特徴

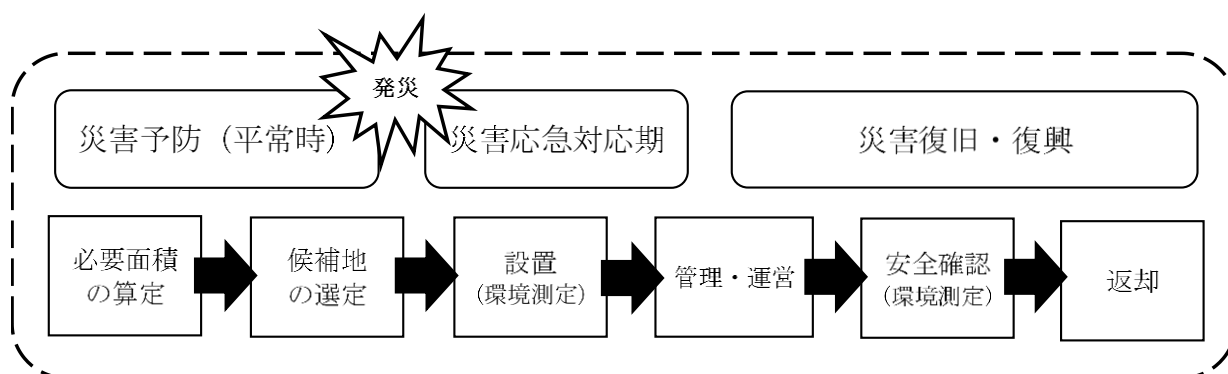
- ① 粗大ごみ等：水害により一時的に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ
 - ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
 - ・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
 - ・土砂が大量に混入しているため、処理に当たって留意する必要がある。
 - ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入していたり、畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
 - ・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
- ② し尿等：水没した汲取り槽を清掃した際に発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設便所からの汲取りし尿
 - ・汲取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
- ③ その他：流木等
 - ・洪水により流されてきた流木やビニール等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

※①～③のとおり水害廃棄物は、腐敗が早く、発火もしやすいので、仮置場での保管を適切に行い、早期の処理が必要となる。

第5節 仮置場

- 災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。
- 発災前には、被害想定に基づく災害廃棄物発生量を踏まえ、仮置場の必要面積の算定を行うとともに、仮置場の運営方法等を整理する。
- 発災後の初動期に、速やかに仮置場を設置し、被災状況に応じた災害廃棄物の種類、量を踏まえ、運営方法を定めて開始するとともに、環境対策として、環境測定（環境モニタリング）を実施する。
- 処理完了後は、仮置場の復旧に合わせ、環境測定（環境モニタリング）を実施し安全の確認を行ったうえで、返却を行う。
- 以上を踏まえ、図 2-2-6 にプロセスを示す。

図 2-2-6 仮置場のプロセス



（1）仮置場の概要及び候補地の選定

愛知県災害廃棄物処理計画では、生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための「一時仮置場」と、災害の規模が大きい時に、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化等を行うための「二次仮置場」を設定しているが、本市の災害廃棄物発生推計量（表 2-2-1）から、1箇所でも保管・処理が可能であるため、表 2-2-2 で示す「野寄スポーツ広場」を災害廃棄物仮置場候補地として選定する。また、必要に応じて仮置場には、仮舗装や鉄板・シートを敷設すること等により、汚水の浸透を防止に努める。

表 2-2-2 災害廃棄物仮置場候補地

名称	所在地	使用可能面積	施設管理者
野寄スポーツ広場	野寄町火吹 6	7,500 m ²	岩倉市（生涯学習課）

(2) 仮置場の必要面積の算定

愛知県災害廃棄物処理計画（南海トラフ過去地震最大モデル）による推計

① 発生量

可燃物（t）	2,515.78
不燃物（t）	12,023.56
計（t）	14,539.34

② 比重

可燃物	0.55
不燃物	1.48

③ 積上げ高さ（最大）

高さ（m）	5
-------	---

④ 保管面積

保管面積＝発生量①÷比重②÷高さ③

可燃物（m ² ）	914.83
不燃物（m ² ）	1,624.81
計（m ² ）	2,539.64

⑤ 作業スペース

作業スペース＝保管面積④×2/3

作業スペース（m ² ）	1,693.09
-------------------------	----------

⑥ 仮置場必要面積

仮置場必要面積＝（保管面積④＋作業スペース⑤）÷2

仮置場必要面積（m ² ）	2,116.37
--------------------------	----------

●仮置場の必要面積

（保管面積＋作業スペース）÷2

○保管面積

発生量÷比重÷高さ

比重：可燃物 0.55

不燃物 1.48

高さ：5m

○作業スペース

保管面積×2/3

(3) 環境測定（環境モニタリング）等の実施

- 発災時には、災害廃棄物の保管・処理等に伴う環境影響を低減するために、事前に環境測定（環境モニタリング）を実施する。
- 仮置場の目的や規模、保管廃棄物の内容や性状、場内での作業内容、周辺環境等への状況を考慮して調査の必要性を検討し、調査に当たっては、それらの状況に応じた適切な項目や頻度を設定したうえで実施する。

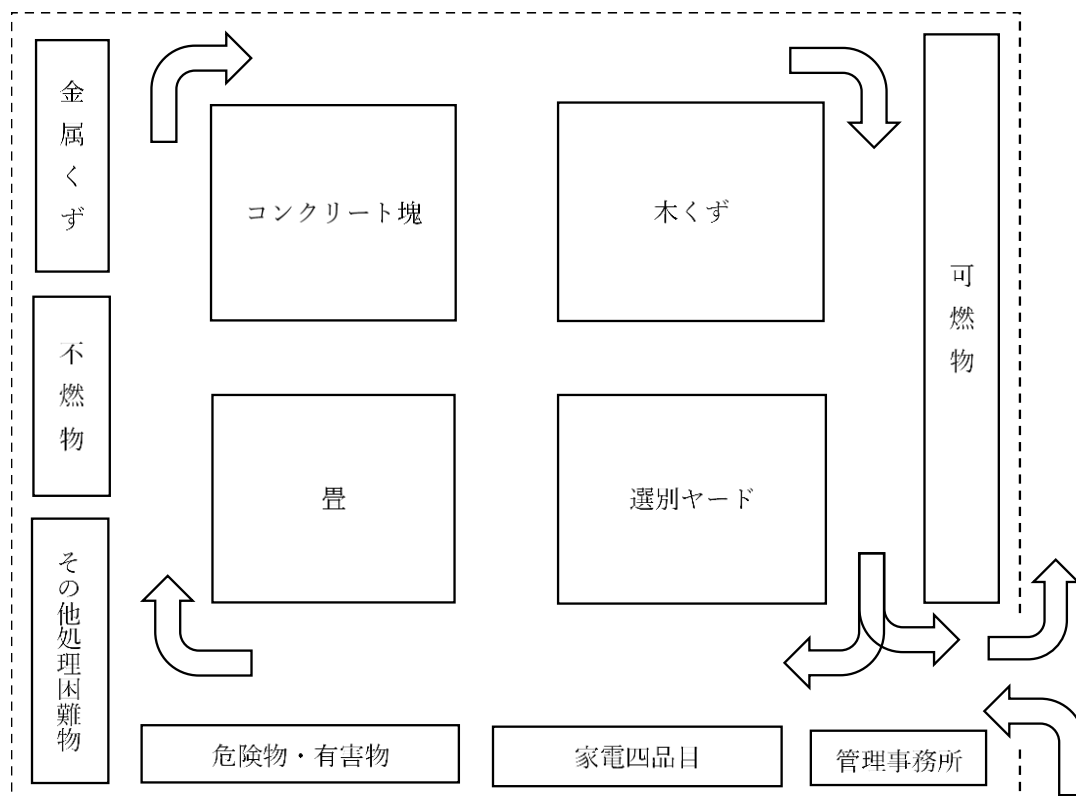
(4) 仮置場の設置・運営方法等

- 平成23年東日本大震災をはじめとする過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされているため、本市においても同様にする。

適正に分別した災害廃棄物については、品目ごとに仮置場に集積する。分別ができなかった災害廃棄物は、選別ヤードにおいて選別を行ってから、品目ごとに仮置場に集積する。

- 通行障害となっている災害廃棄物及び損壊家屋等の解体・撤去に伴って発生する災害廃棄物については解体業者及び収集運搬業者等に、建築リサイクル法に基づく分別方法をあらかじめ指示し、搬入時から分別した状態で受け入れ、それぞれの種類ごとに集積する。
- 廃家電、有害廃棄物及び処理困難物等については、搬入時にそれぞれの種類ごとに集積する。
- 仮置場のレイアウト例を図2-2-7に示す。また、配置に当たっての注意事項は以下のとおりである。
 - ・PCB及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意する。
 - ・仮置場の災害廃棄物の処理の進捗に合わせ、仮置場の縮小等の見直しを行う。
 - ・仮置場には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすいため、対策として周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置する等防止対策をとる。
 - ・必要に応じて仮置場には、仮舗装や鉄板・シートを敷設すること等により、汚水の浸透を防止に努める。
 - ・木材・生木等やコンクリート系の廃棄物が大量の場合は、搬出又は減容化のため、破碎機等の設置を検討する。
 - ・昼は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し、高く積み上げないように注意する。また、腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。

図 2-2-7 仮置場の配置 (例)



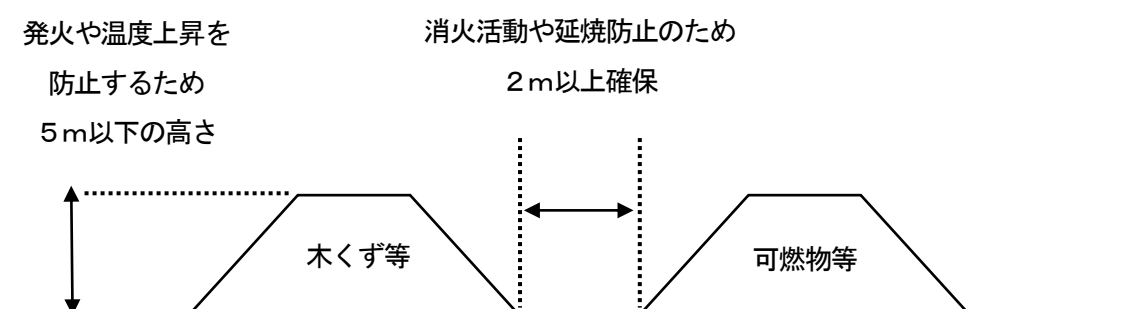
(5) 仮置場の環境保全対策

○ 火災防止対策

仮置場における火災防止対策については、「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会）」や「仮置場における火災発生の防止について（再周知）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、事務連絡平成23年9月21日）」で詳しく記述されているため参照の上、対策を講じる。

例えば、図 2-2-8 のとおり仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ 5 m 以下、一山当たりの設置面積を 200 m² 以下にする、積み上げられる山と山の離間距離は 2 m 以上とする等である。

図 2-2-8 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況



第6節 中間処理・再資源化・最終処分

(1) 選別区分及び処理方法

単位：トン

選別後 選別前	処理方法	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	計
可燃混合物	分別、粗選別、 手選別、破碎	1,793	366.05	219.12	118.24	19.37	2,515.78
コンクリートがら	破碎、粒調	—	407.67	—	8,862.96	15.79	9,286.42
金属くず	分別	—	28.22	—	—	486.83	515.05
不燃混合物	分別、粗選別、 手選別、破碎	61.11	1,873.44	—	31.11	256.21	2,221.87
計		1,854.11	2,675.39	219.12	9,012.31	778.19	14,539.12

- 災害廃棄物については、損壊家屋の解体撤去時において、極力混合物を分別した状態で仮置場に搬入するものとする。
- 当該推計で可燃物及び不燃物に分類されるものにあつては、実際には、他で再生利用できるものと区分したうえで、エコルセンターの受入基準に合わせた選別を行うものとする。
- 処理方法については、処理先の受入条件を確認したうえで、破碎機等の設置等も含めて必要な処理を行う。

(2) 選別後の災害廃棄物の処理方法

表 2-2-3 選別後の災害廃棄物の発生量及び処理方法

選別後	発生量（t）	処理方法
可燃物	1,854.11	再生利用できないものはエコルセンターで溶融処理
不燃物	2,675.39	可燃物と同様。ただし、いずれの処理にも適さないものは埋立処理
柱角材	219.12	再生処理施設で再資源化
コンクリートがら	9,012.31	
金属	778.19	
計	14,539.12	

(3) 選別後の中間処理及び再資源化

① 中間処理（溶融）

○ 可燃物及び不燃物

- ・原則エコルセンターで、平常時の処理と並行して溶融処理するものとするが、状況に応じて県内での広域処理や他地方自治体及び民間施設での処理を検討する。
- ・処理を行うスケジュール等については、損壊家屋等の撤去時期やその後の選別等、災害廃棄物の発生時期とエコルセンターで処理する粗大ごみ等（片付けごみ）の増加状況等を考慮し、本市、小牧市、小牧岩倉衛生組合と協議したうえで決定する。
- ・処理に要する期間については、施設の被災状況等や、前述の災害廃棄物の発生時期等にも左右されるが、エコルセンターにおける災害廃棄物の年間処理可能量（表 2-2-4）及び災害廃棄物発生量（選別後の可燃物・不燃物（表 2-2-5））から、エコルセンターのみで処理を行う場合にあっては、およそ3年以内を目標に処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物については、平常時のごみと性状が大きく異なることが予想されるため、ごみ溶融施設の排ガス処理性能等も考慮したうえで、処理量（混合割合）を決定するものとする。

表 2-2-4 エコルセンターでの年間処理見込み量（平成 29 年度の実績での推計）

No.	処理量（t）		備考
①	年間処理可能量	55,160	197 t × 280 日（稼働日）
②	平成 29 年度実績	46,271	
③	差引処理見込量（①－②）	8,889	2 年目以降の処理見込量
④	粗大ごみ等年間増加量	3,355	本市、小牧市の破碎残渣増加分
⑤	差引処理見込量（③－④）	5,534	1 年目の処理見込量 粗大ごみ等の増加分を考慮

※③、④は、発災後にエコルセンターが稼働停止等にならない場合及びごみの性状を考慮しない場合であり、稼働状況やごみの性状により減少する可能性がある。

表 2-2-5 小牧市・岩倉市の可燃物及び不燃物の発生量

単位：トン

	小牧市	岩倉市	計
可燃物	2,304	1,854	4,158
不燃物	2,490	2,675	5,165
合計	4,794	4,529	9,323

※小牧市分は、小牧市災害廃棄物処理計画の数値を使用

② 再資源化について

○ 再資源化処理施設について

発災前から処理先の選定を行い、発災後の被災状況を踏まえ、処理が可能な処理先を確保する。

○ 品目ごとの再資源化について

《柱角材》

- ・柱角材の再生利用については、表 2-2-6 を参考にして、受入先の要求品質に合わせて、必要に応じて処理を行い搬出する。

表 2-2-6 柱角材の主な受入先及び留意点

用途		受入先	留意点
マテリアル	木質製品原料材 (木質ボード、 合板等)	木材加工業者 合板業者	汚れの少ない家屋解体木材が最適 仮置場で破砕せず、民間業者へ搬出
	製紙原料材	製紙工場	生木（丸太）が最適 仮置場で破砕せず、民間業者へ搬出
	マルチング材 生育基盤材 堆肥原料	木材加工業者 合板業者 造園業者	土砂混入も可 東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について（平成 24 年環境省通知）
サーマル	燃料用チップ	木質ボイラー 木質バイオマス発電等	ボイラーの機種により受入条件が異なる。 民間業者又は仮置場で概ね 50mm 以下に破砕
	セメント原燃料材	セメント工場	土砂混入も可 民間業者又は仮置場で概ね 50mm 以下に破砕

出典) 愛知県災害廃棄物処理計画

《コンクリートがら》

- ・民間事業者又は仮置場で破碎処理を行い、再生砕石として再資源化する。
- ・コンクリート再生砕石の活用については、「東日本大震災からの復旧・復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について（平成24年 環境省通知）」や「災害廃棄物から再生された復興資材の有効活用ガイドライン（平成26年 公益社団法人地盤工学会）」等を参考として、復旧復興工事への復興資材として活用を図る。

表 2-2-7 コンクリート再生砕石の活用用途

用途		中間処理方法
道路路盤材 土質改良材	路盤材（再生クラッシュラン）	40mm以下に破碎 （再生砕石 RC40（0～40mm）相当品）
	液状化対策材	
	埋立材	
	埋め戻し材・裏込め材 （再生クラッシュラン・再生砂）	最大粒径は利用目的に応じて適宜選択する。
コンクリート製品原料	再生骨材M	5～25mmに破碎 二次破碎を複数回行う
	その他	用途に応じて作製

出典）愛知県災害廃棄物処理計画

《金属》

- ・分別・選別された金属くずについては、早期の段階で専門の回収業者へ有価物等として引き渡し、製鉄・精錬の原材料として利用する。

（４）不燃物におけるエコルセンターでの最終処分

① 災害廃棄物（不燃物）について

災害廃棄物処理に係る基本方針で示す「リサイクルの推進」に沿って、効率的かつ適正な処理を行うためには、仮置場に一時保管された可燃混合物や不燃混合物等の中から、熔融処理できないものや再資源化に適さないものだけを取り除くことが重要である。

② 最終処分場における災害廃棄物の処理可能量

- 指針及び愛知県災害廃棄物処理計画に基づく算出(今後23年間で通常どおり使用した際の余裕量)

$\text{処理可能量} = \text{残余容量} - (\text{年間埋立実績} \times \text{次期処分場整備期間年数})$
--

残余容量(平成29年度末)	71,502m ³ (覆土分含む)
	61,287m ³ (覆土分除く)
年間埋立実績(平成29年度)	130m ³ (覆土分含む)
	118m ³ (覆土分除く)
次期処分場整備期間年数	23年間(当面は次期処分場の整備を行わない。)

※残余容量(覆土分除く) = 残余容量(覆土分含む) × 3 ÷ 3.5

※直接埋立てした量。ごみ溶融施設から発生する「集じん灰」については、外部処理委託を行っている。

$$\begin{aligned} \text{処理可能量 (m}^3\text{)} &= 61,287\text{m}^3 - 118\text{m}^3 \times 23\text{年間} \\ &= 58,573\text{m}^3 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{処理可能量 (t)} &= 58,573\text{m}^3 \times 1.48 \\ &= 86,688\text{t} \end{aligned}$$

処理可能量	58,573m ³
処理可能量	86,688t

- 最終処分場での受入りに当たっての条件

実際の最終処分場での受入りに当たっては、エコルセンターでの計量を行い、最終処分場に搬入後、その日のうちに覆土作業を行う必要があるため、災害廃棄物の受入りにあたっては、作業員及び重機の増補が必要になる。

第7節 特別な対応・配慮が必要な廃棄物等

(1) 有害廃棄物・適正処理困難物

① 石綿（アスベスト）

災害に伴い発生する石綿については、原則として平常時と同様に建築物の所有者・管理者等が適正に処理を行う。ただし、解体・撤去等を災害等廃棄物処理事業として市で行う場合には、市が適正に処理を行う。

倒壊家屋の解体・撤去等に伴う石綿の飛散を防止するためには、発注時に解体事業者に対して、建築物等の解体前における建築物石綿含有建材調査者等による石綿の有無の調査、安全衛生管理、適正な処置等について周知徹底を行うとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）や「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成26年6月環境省）等を参考に、次のとおり処理する。

【応急処置】

- 石綿が使用されていた建築物等が災害により倒壊することにより、風等による石綿飛散の恐れがある場合には、応急措置として飛散防止措置を行う。

応急措置の例を表2-2-8に示す。

表2-2-8 応急措置(例)

	種類	概要
1	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2	散水・薬剤配布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3	立入り禁止	散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐため、ロープ等によって立入り禁止とする

出典）災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

【損壊家屋の解体撤去】

- 解体又は撤去前に石綿の書面調査及び現地調査、必要に応じて分析確認を実施し、飛散性アスベスト（廃石綿等）又は非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）が確認された場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、必要な手続きを行う。
- 石綿の除去作業を行う際には、散水等により十分に湿潤化する等、石綿の飛散を防止する。
- 他の災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行う。
- 運搬を行う際には、他の物と区分して分別収集・運搬し、原則として仮置場に持ち込まず、直接処分先へ搬入する。

【仮置場】

- 万が一、仮置場で災害廃棄物中に石綿を含む恐れがあるものが見つかった場合は、

分析により確認する。

- 石綿の含有が確認された場合には、他の災害廃棄物と混ざらないように分別し、基準に従って適切に保管するとともに、処分先と調整のうえ、受け入れ可能となった時点で搬出し、処理を行う。

② P C B 廃棄物

P C B 廃棄物及びP C B 含有の疑いがあるトランス、コンデンサ等の電気機器は、次のとおり処理を行う。

- P C B 廃棄物は、回収後に他の廃棄物に混入しないよう区分し、必要な漏洩防止措置を講じて保管する。また、保管場所にはP C B 廃棄物の保管場所である旨を表示する。
- P C B 含有の有無の判断がつかない場合には、P C B 廃棄物とみなして分別・保管を行う。
- P C B 濃度を銘板確認・濃度分析等により把握した後、適正に処理できる専門処理業者に引き渡す。この際、高濃度P C B 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業(株)、低濃度P C B 廃棄物は、無害化処理認定事業者又は県知事等許可業者に依頼し処理する。

③ 太陽光発電設備・蓄電池

太陽光発電設備については発電している恐れがあるため、感電しないように注意して取り扱う。保管及び処理については、環境省策定の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照する。

④ その他有害廃棄物・適正処理困難物

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出方法や適切な処理方法等について広報する。

有害性・危険性がある廃棄物は、適正処理を推進するため、関連業者へ協力要請を行い、処理ルートを確保する。

また、スプリングマットレスについて、エコルセンターへ搬入する際は、平ボディークラークでの搬入とする。

表 2-2-9 処理困難物の種類及び処理方法等

区分	項目		収集方法	処理方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)		販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ			焼却
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収(箱)へ	破砕、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光管、水銀体温計		回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性のあるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤(シンナー等)		販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	消火器		販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	破砕、選別、リサイクル
感染性廃棄物 (家庭)	使用済み注射器針、使い捨て注射器等		指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

出典) 災害廃棄物対策指針技術資料

(2) 家電リサイクル法対象機器

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、原則として所有者が家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。

市が処理する場合においては、「災害廃棄物対策指針」を参考に、次のとおり処理する。

- 分別が可能な場合は、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象機器を分別し、仮置場にて保管する。

※時間が経ってからメーカー等から方針が示されることもあるので、保管場所に余裕があるならば、処理を急がないことが重要である。

- 破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを判断し、リサイクル可能なものは家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入する。

- リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理するが、冷蔵庫等フロン類を使用する機器については、分別・保管を徹底し、フロン類の回収を専門業者へ依頼する。

※なお、パソコン・携帯電話についても、原則は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で処理するものとするが、リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。

(3) 廃自動車

被災した自動車（以下「廃自動車」という。）及び被災したバイク（自動二輪車及び原動機付自転車。以下「廃バイク」という。また、廃自動車及び廃バイクを合わせて、以下「廃自動車等」という。）は、原則として使用済み自動車の再資源化等に関する法律によるリサイクルルート又はメーカー等が自主的に構築している二輪車リサイクルシステムにより適正に処理を行う。なお、廃自動車等の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となるため、関係機関等へ所有者の照会を行う。

【緊急的な撤去が必要なもの】

災害応急対応のため緊急的な撤去が必要な廃自動車等については、速やかに仮置場へと移動し、所有者若しくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまで保管する。仮置場に搬入した廃自動車等について、所有者が判明した場合は、所有者に引取意思がある場合は所有者に、ない場合は引取業者に引き渡す。所有者が不明な場合は、一定期間公示し、所有者が市に帰属してから引取業者に引き渡す。

【緊急的な撤去が必要でないもの】

緊急的な撤去が必要でない廃自動車等について、所有者が判明した場合は、所有者に引取意思がある場合は所有者に、ない場合は引取業者に引き渡す。所有者が不明な場合は、平常時の放置自動車の例に準じて取り扱うことを基本とし、必要に応じて仮置場での一時保管を行う。

(4) 思い出の品等

倒壊家屋等の解体現場や災害廃棄物の撤去現場・仮置場等において、貴重品(財布、通帳、印鑑、株券・金券・商品券・小銭・貴金属等の有価物、金庫、猟銃など)や思い出の品(写真・アルバム、手帳、トロフィー、賞状、位牌等、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの)を発見した場合は、次のとおり取り扱う。

【貴重品】

所有者等が不明な貴重品を発見した際には、持ち運びが可能な場合は、透明な袋に入れ、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、速やかに警察に届け出る。

所有者等が不明な金庫、猟銃等を発見した場合は、速やかに警察に連絡し、引き取りを依頼する。

なお、所有者等が判明した場合は、連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は返還する。

【思い出の品】

思い出の品を発見した際には、回収後、ほこり等を除去し、土や泥がついている場合は洗浄・乾燥したうえで、公共施設等で保管・管理し、閲覧(展示)や引き渡しの機会を作り、所有者等に返還する。

保管期間については、遺失物法の規定に準じることを基本とし、被災者の生活混乱状況を考慮して設定する。

保管・管理にあたっては、破損防止に努めるとともに、個人情報が含まれることに配慮する。

第8節 環境対策（モニタリング）

災害廃棄物の各処理工程（損壊家屋等の解体撤去や収集運搬、中間処理（仮置き、選別、破碎、焼却）、最終処分等）では、周辺環境の保全、作業員及び周辺住民への健康影響の防止、労働災害の予防措置のため、モニタリングを行い、その結果についてはホームページ等により情報提供を行う。

建物の解体現場及び災害廃棄物の仮置場における環境モニタリング項目の例は表 2-2-10 に示すとおりである。実際の災害廃棄物処理機器の位置や処理・処分方法を踏まえ、環境モニタリング項目の再検討を行う。また、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境項目以外の調査項目を加えて見直し・追加を行う。

表 2-2-10 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大 気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバックへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土 壌 等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典）災害廃棄物対策指針技術資料

① 大気、臭気

- 災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きいと想定される場所を確認する。
- 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院等の環境保全対象の位置を確認する。
- 環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。

② 騒音・振動

- 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。
- 作業場所から距離的に最も近い住居や病院等の保全対象の位置を確認する。
- 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。

③ 土壌等

- 土壌については、事前に集積する前の土壌等10地点程度を採取しておく、仮置場やごみ排出場所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染の恐れのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。

④ 水質

- 雨水の排水出口近傍や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

岩倉市災害廃棄物処理計画

2019 年（平成 31 年） 3 月

発 行：岩倉市役所

問合先：市民部環境保全課廃棄物グループ

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

TEL 0587-66-1111（代表）内線 592

0587-38-5808（ダイヤルイン）

FAX 0587-66-6100

岩倉市ホームページアドレス：<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>